

監 査 結 果 に 係 る 措 置 通 知 書

教 育 局	
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
<p>2 契約事務</p> <p>(1) 指名競争入札理由の合理性</p> <p>&lt;消防設備点検業務委託&gt;</p> <p>当該業務委託契約を市内4地域に分割発注しながら、入札手続の煩雑性をもって一般競争入札に付することが不利とすることは具体的な根拠付けを欠いており、指名競争入札の理由として不十分である。</p>	<p>平成22年度契約から、分割発注することの合理性及び指名競争入札とする根拠を起案書に具体的に記載するようにした。</p> <p>○ 分割発注することの合理性</p> <p>消防用設備等の点検は、仙台市立学校約200校において、各々年2回行わなければならない、かつ、1回の点検及び報告書作成に複数日を要する。</p> <p>仙台市立学校の業務を一括発注した場合、受注業者は相当な人員をこの業務に専従させなければならない、事業規模に対して過大な業務量となることから積極的に応札しようとはせず、競争性は低下するものと考えられる。</p> <p>このことから、業者の事業規模を勘案し、市内を4地区に分けて発注することとする。</p> <p>○ 指名競争入札とする根拠</p> <p>本業務の性格から、受注者には次の条件が必要となる。</p> <p>① 緊急時の迅速な対応を考慮し、仙台市内に営業所又は事業所を有する</p> <p>② 有資格者・点検資機材を有し、業務対象となるすべての試験・点検が行える</p> <p>③ 1件あたり45～57校の施設の点検を確実に履行することができる</p> <p>仙台市入札参加資格者でこの条件を満たす者は、ほぼ6者に限られることから、指名競争入札とする(地方自治法施行令第167条第1項第2号該当)。</p>

監査結果に係る措置通知書

教 育 局	
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
<p>2 契約事務</p> <p>(1) 指名競争入札理由の合理性（続き）</p> <p>&lt;校内トイレ清掃業務委託&gt;</p> <p>当該業務委託契約を市内3地域に分割発注しながら、入札手続の煩雑性をもって一般競争入札に付することが不利とすることは具体的な根拠付けを欠いており、指名競争入札の理由として不十分である。</p>	<p>平成22年度契約から、分割発注することの合理性及び指名競争入札とする根拠を起案書に具体的に記載するようにした。</p> <p>○ 分割発注することの合理性</p> <p>約200校分を一括発注した場合、これを受注できるのは企業規模からいって市外の大手企業であり、地元企業では非常に難しい。よって地元企業の育成という観点から分割発注を行うものである。</p> <p>○ 指名競争入札とする根拠</p> <p>本業務においては、受注者には1件あたり60～65校の清掃業務を確実に履行することができる必要があるが、仙台市入札参加資格者でこの条件を満たす者は、ほぼ8者に限られる（地方自治法施行令第167条第1項第2号該当）。</p> <p>また、一般競争入札の場合、その手続に相当の日数を要すること及び不特定多数の者に参加を呼びかけることが難しいことなどから、指名競争入札による発注を行うものである。</p>